

硫黄泉を源泉とする温泉利用施設監視指導要領

第1 目的

硫黄泉を源泉とする温泉利用施設に対する立入検査は、温泉法第35条および第36条に定めるもののほか、この要領に基づき実施することとし、温泉法第35条に規定する職員（以下「温泉監視員」という。）による円滑な監視指導業務の推進を図り、施設利用者の安心安全を確保することを目的とする。

第2 監視指導の対象施設

1kg中に総硫黄（硫化水素イオン、チオ硫酸イオンおよび遊離硫化水素に対応するものをいう。以下同じ。）2mg以上含む温泉を公共の浴用に供している許可施設（以下「硫黄泉利用施設」という。）とする。

第3 監視指導の項目

温泉監視員は、「硫黄泉利用施設監視指導点検記録表」（別記第1号様式。以下「点検記録表」という。）の項目に基づき監視指導を実施する。

硫化水素の濃度測定にあたっては、結果を点検記録表別添の「硫化水素濃度測定結果書」（以下「測定結果書」という。）に記入するものとする。

なお、次の事項に留意しなければならない。

(1) 温泉を公共の浴用に供している施設が許可を得ているかを確認する。

また、使用源泉が温泉法上の許可を受け工事がなされた源泉であるか併せて確認する。

(2) 温泉の成分、禁忌症、入浴または飲用上の注意事項が掲示されているか確認する。

(3) 「公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関

する基準」（平成18年3月1日付け環境省告示第59号。以下「告示基準」という。）に基づく自主管理の実施状況を確認する。

第4 監視指導の頻度

年度内に1回の監視指導を実施する。

ただし、告示基準に定める硫化水素濃度を超過した施設および保健所長が特に必要があると認めた施設については、年度内に2回以上実施する。

第5 監視指導の実施方法

1 準備

事前に監視指導の対象施設の許可、届出の状況および過去の監視指導結果を確認する。

また、主な携帯品は次のとおりとする。

- (1) 温泉監視員身分証明書
- (2) 点検記録表（測定結果書を含む。）
- (3) ガス測定器
- (4) メジャー
- (5) 温度・湿度計

2 立入検査時の留意事項

- (1) 硫黄泉利用施設関係者に立入検査の目的を告げ、温泉監視員身分証明書を提示し、関係者立会のもと実施する。
- (2) 点検記録表の項目に基づき、必要事項を聴取し、不明瞭な点については、十分な説明を求める。
- (3) その場で判断できない事は即答を避け、所内で協議または確認し、適切に対処する。
- (4) 指導内容は硫黄泉利用施設責任者に十分説明をする。
- (5) 立入検査の結果は、点検記録表に記入して、改善等の指導を行った場合は指導事項欄にその内容を記入する。

3 立入検査

- (1) 点検記録表の監視指導事項に基づき、聞き取り、現場確認を行い、点検記録表にその内容を記入する。
 - ア 浴槽または浴室の構造、利用源泉が許可時と相違がないか確認する。
 - イ 温泉成分等の掲示について、成分、禁忌症、入浴または飲用上の注意事項の掲示がされているか、また、掲示様式および必要事項の掲示内容について確認する。
 - ウ 直近の温泉分析から10年を経過していないか確認する。
 - エ 告示基準に基づく管理状況にあるか確認する。
- (2) 事前に確認した過去の監視指導結果で、特に確認しなければならない事項があれば、その結果を点検記録表に記入する。
- (3) 浴室の硫化水素濃度を告示基準に基づき測定し、測定結果書に記入する。

第6 改善措置

- (1) 直ちに改善できる事項については、温泉監視員が立会の上、その場で改善を求める。
- (2) 直ちに改善できない事項については、温泉監視指導票（別記第2号様式）により、早急に改善するよう指導するとともに、内容によっては、改善結果報告書（別記第3号様式）により改善結果の報告を求める。
- (3) 立入検査により改善指導した場合は、必ず改善指導事項について、再度立入検査を行い、改善されたことを確認する。

なお、改善が認められない場合は、改めて保健所長名の書面により改善を指導するなど、監視指導を強化する。
- (4) 浴室における硫化水素濃度が著しく高い場合等、公衆衛生上の問題があると判断したときは、温泉利用の中止を指示するとともに、対応について指導する。

第7 記録の保存

点検記録表（測定結果書）は、3年間保存する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別記

第1号様式 硫黄泉利用施設監視指導点検記録表

別添 硫化水素濃度測定結果書

第2号様式 温泉監視指導票

第3号様式 改善結果報告書

硫黄泉利用施設監視指導点検記録表

調査年月日 [年 月 日 時 分]		調査員 [/]	
対象施設	利用許可者 []		
	施設名 []	所在地 [函館市]	
	源泉名 []	連絡先 []	
立会者等 []			

監視指導事項 (該当事項がない場合は斜線, 確認していない場合は横線を適否欄に引く)

区分 / 項目 [確認事項]	適否	備考
1 許可 (1) 利用許可の状況 ア 許可: 昭和 / 平成 年 月 日 / 指令番号 () 許可設備: [] / 用途: [] イ 許可: 昭和 / 平成 年 月 日 / 指令番号 () 許可設備: [] / 用途: [] (2) 施設の浴室・浴槽の構造, 利用源泉が許可時と相違ないか。 ・ 許可件数 件 [浴室 室/浴槽 か所(内 露天風呂 か所)] ・ 変更の有無 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり / 年 月 日 [] ・ 利用源泉 <input type="checkbox"/> 変更ない <input type="checkbox"/> その他 []		
2 掲示 (1) 成分, 禁忌症, 入浴または飲用上の注意事項の掲示がされているか。 ・ 掲示の様式 <input type="checkbox"/> 分析書の写し <input type="checkbox"/> その他 [] ・ 不適事項 <input type="checkbox"/> 成分 <input type="checkbox"/> 禁忌症 <input type="checkbox"/> 入浴または飲用上の注意 (2) 直近の温泉分析から10年を経過していないか。 ・ 分析日 年 月 日 [分析機関:]		
3 硫黄泉 (1) 浴槽湯面から上方10cmの位置における硫化水素濃度が20ppm以下であるか。 (2) 浴室床面から上方70cmの位置における硫化水素濃度が10ppm以下であるか。 (3) 換気孔等は2か所以上設け, かつ, そのうち1か所は浴室の床面と同じ高さに設けられているか。 (4) 浴槽の湯面は, 浴室の床面より高くなるように設けられているか。 (5) 浴槽への温泉注入口は, 浴槽の湯面より上方に設けられているか。 (6) 保健所長が必要と認めたときは, 浴室内の硫化水素濃度を原則として毎日2回以上(うち1回は浴室利用開始前)測定し, 濃度に異常がないことを確認しているか。 上記, 測定結果を記録し保管しているか。 (7) 浴室が利用に供されている間は, 常に浴槽に温泉が満ちているか。 (8) 利用者の安全を図るため, 浴室内の状態に常時気を配っているか。 (9) 揚湯設備, 湯畑その他のばっ気装置, パイプラインの排気装置, 中継槽, 貯湯槽等の管理者は, 立入禁止柵, 施錠設備, 注意事項を明示した立札等を設けているか。		別添, 測定結果書のとおり
特記事項 [前回立入検査: 年 月 日 ()]		
指導事項		

(別添)

[年 月 日]

硫化水素濃度測定結果書

1. 測定者	市立函館保健所生活衛生課 [/]																																
2. 測定日	(1)年月日 [年 月 日 () : ~ :]																																
	(2)天 候 [気温] °C [風速] m < >																																
3. 測定施設	(1)施設名 []																																
	(2)住 所 函館市 []																																
4. 温泉利用 許可の状況	(1)年月日 [昭和 / 平成 年 月 日]																																
	ア	(2)指令番号	()	(3)区 分																													
		(4)許可設備		(5)用 途																													
	イ	(2)指令番号	()	(3)区 分																													
		(4)許可設備		(5)用 途																													
	(6)申請者名 []																																
	(7)住 所 []																																
5. 源 泉 (温泉 分析書刊)	(1)源泉名 []																																
	(2)湧出地 函館市 []																																
	(3)申請者 []																																
	(4)[直近]分析書年月日 [年 月 日 (調査日 月 日)]																																
	(5)登録分析機関 []																																
	(6)試料 1 kg中の成分																																
		陰イオン	硫化水素イオン (HS ⁻)		ミリグラム(mg)																												
			チオ硫酸イオン (S ₂ O ₃ ²⁻)		ミリグラム(mg)																												
		溶存ガス	遊離硫化水素 (H ₂ S)		ミリグラム(mg)																												
6. 測定方法	公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準 (平成18年3月1日 環境省告示第59号)																																
7. 測定機器	[]																																
8. 測定結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>測定場所</th> <th>測定時刻</th> <th>室 温</th> <th>湿 度</th> <th>測定結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ア</td> <td>浴槽湯面から上方10cm</td> <td></td> <td>°C</td> <td>%</td> <td>ppm</td> </tr> <tr> <td>浴室床面から上方70cm</td> <td></td> <td>°C</td> <td>%</td> <td>ppm</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">イ</td> <td>浴槽湯面から上方10cm</td> <td></td> <td>°C</td> <td>%</td> <td>ppm</td> </tr> <tr> <td>浴室床面から上方70cm</td> <td></td> <td>°C</td> <td>%</td> <td>ppm</td> </tr> </tbody> </table>						測定場所	測定時刻	室 温	湿 度	測定結果	ア	浴槽湯面から上方10cm		°C	%	ppm	浴室床面から上方70cm		°C	%	ppm	イ	浴槽湯面から上方10cm		°C	%	ppm	浴室床面から上方70cm		°C	%	ppm
		測定場所	測定時刻	室 温	湿 度	測定結果																											
	ア	浴槽湯面から上方10cm		°C	%	ppm																											
		浴室床面から上方70cm		°C	%	ppm																											
	イ	浴槽湯面から上方10cm		°C	%	ppm																											
浴室床面から上方70cm			°C	%	ppm																												
<table border="1"> <tr> <td>〈備 考〉</td> <td colspan="5">[前回濃度測定 : 年 月 日 < >]</td> </tr> </table>						〈備 考〉	[前回濃度測定 : 年 月 日 < >]																										
〈備 考〉	[前回濃度測定 : 年 月 日 < >]																																

空气中的硫化水素濃度測定状況写真(1)

◇測定施設 [

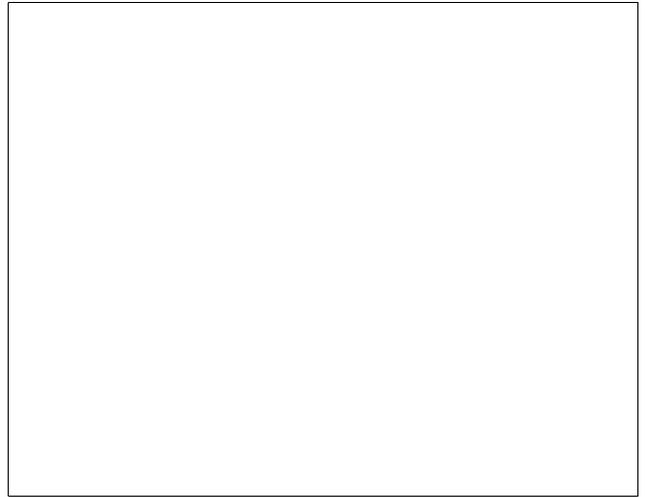
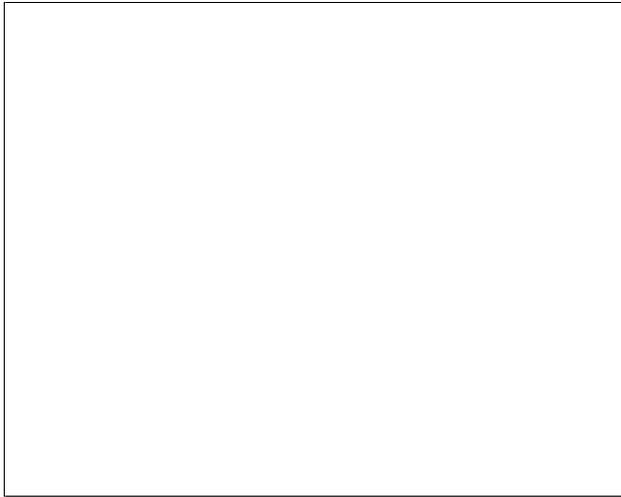
]

ア [

イ [

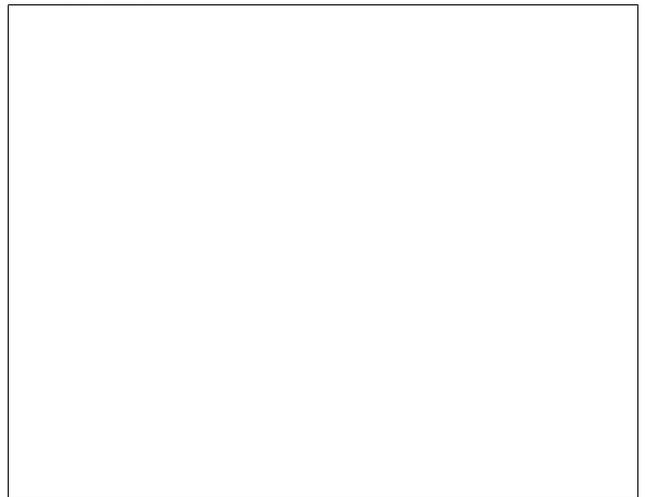
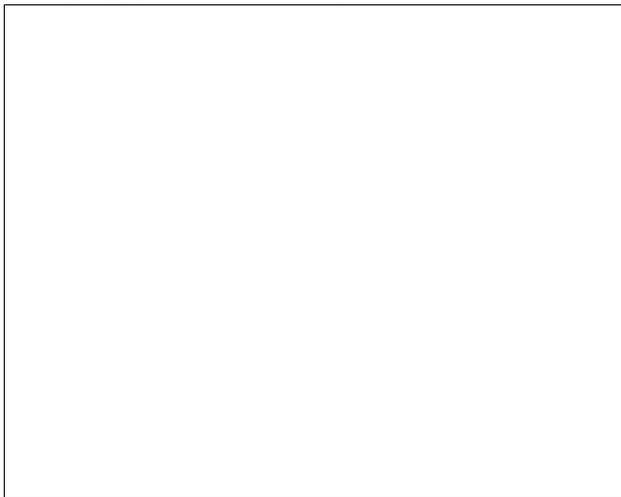
・浴室等全体

・浴室等全体



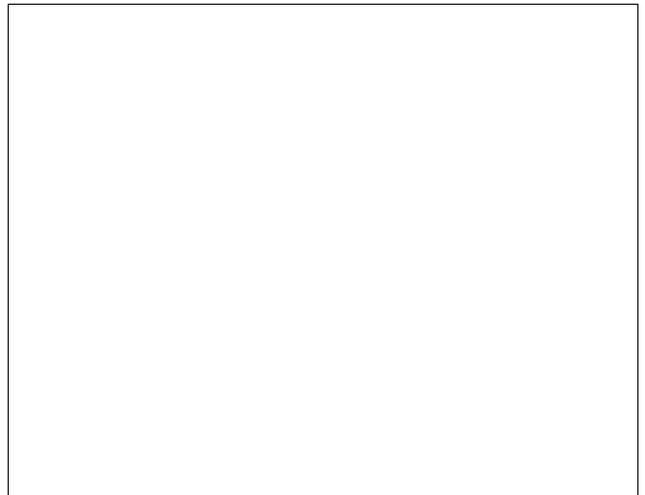
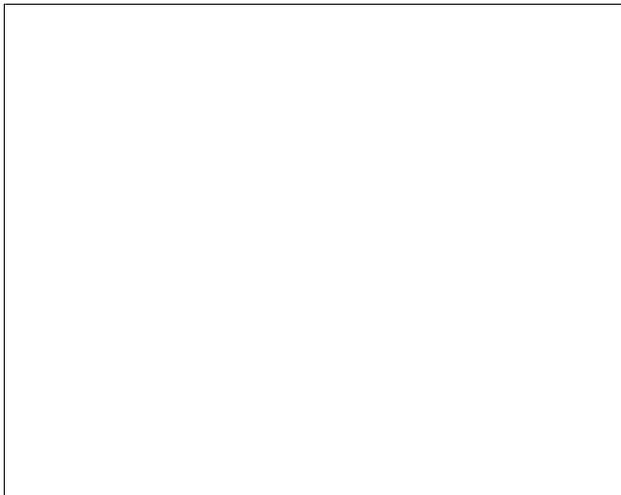
・測定状況
(浴槽湯面から上方10cm)

・測定状況
(浴槽湯面から上方10cm)



・測定状況
(浴室床面から上方70cm)

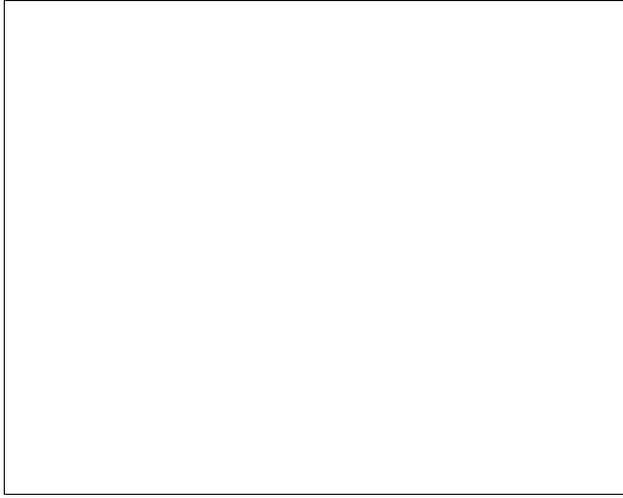
・測定状況
(浴室床面から上方70cm)



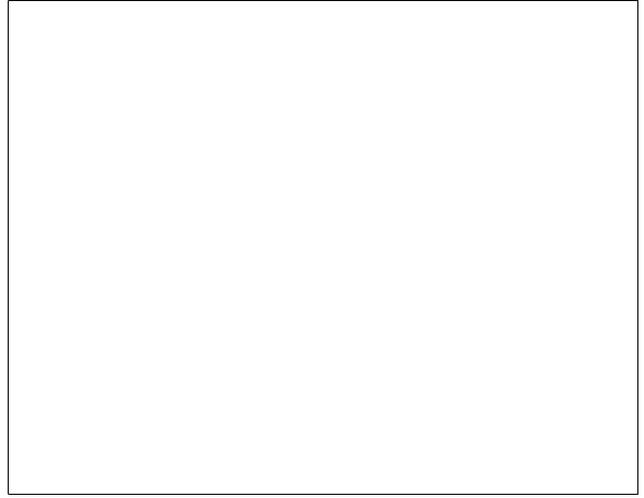
空气中的硫化水素濃度測定状況写真(2)

◇測定施設 []

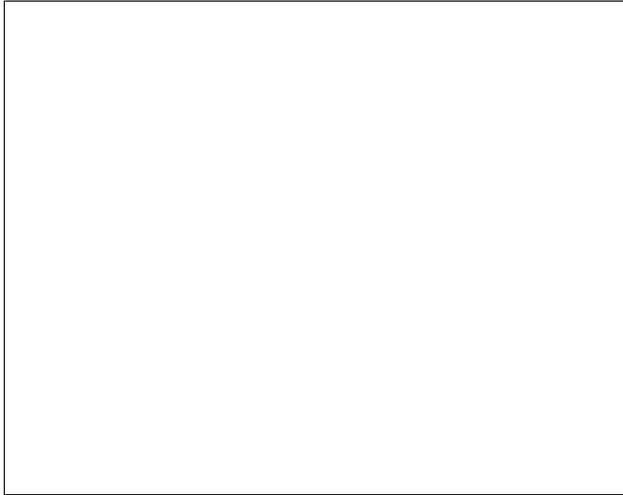
・ 建物全体(1)



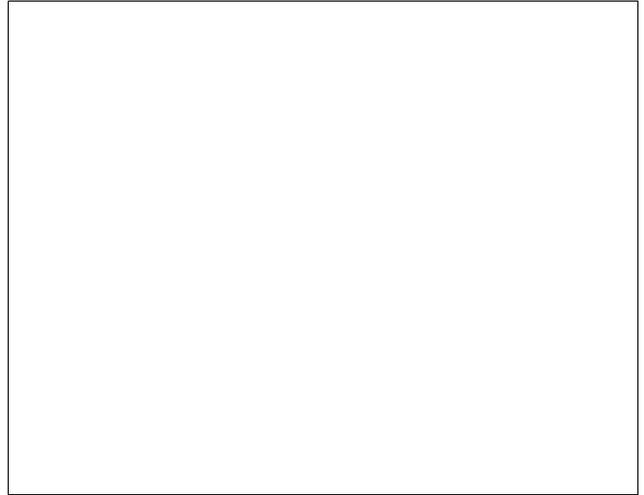
・ 建物全体(2)



・ []



・ []



・ []



・ []



